

第34号議案

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和7年2月28日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設の従業者の配置基準について規定を整備する必要がある。

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年中野区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書及び同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。